

複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業実施地域公募要領

1 事業の目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー構想」の一層の推進に向け、今回、新たな「創エネ」の取組として「複数住宅の『屋根貸し』による太陽光発電設備設置事業」（以下「本事業」といいます。）を実施します。

「屋根貸し」とは、発電事業者（以下「事業者」といいます。）が建物の屋根を借りて、発電出力 10 kW以上の太陽光発電設備を設置し、固定価格買取制度を利用して発電した電気を全て電力会社に売却することにより成り立つビジネスモデルで、既に公共施設や工場等の民間施設で導入が進んでいます。

一方、住宅に設置される太陽光発電設備の平均的な発電出力は、4 kW程度であるため、このビジネスモデルを適用するには、複数の住宅の屋根に設置し、合わせて 10 kW以上の発電出力を確保する必要があります。

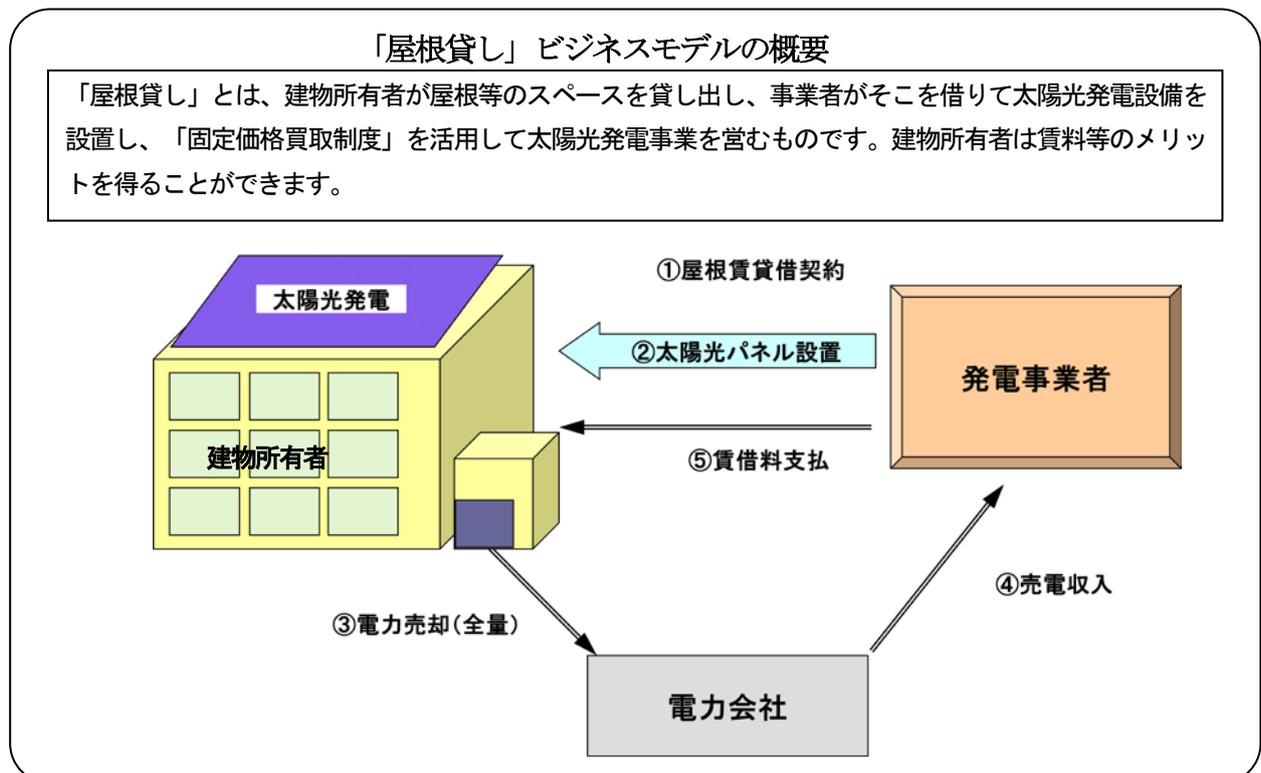
また、発電事業の採算性を確保するためには、特定の地域の多くの住宅に集中的に設置し、スケールメリットによりコストの削減を図ることが有効です。

本事業は、複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電事業が、ビジネスモデルとして成立することを検証し、その結果を公表して普及につなげることを目的としています。

また、本事業を効果的に実施するため、住宅に集中的に設置する地域と、その地域に即したビジネスモデルを県が公募・選考するとともに、実施に要する経費の一部を交付金又は補助金として支出することにしました。

本公募要領は、そのうちの住宅に集中的に設置する地域の公募に関する手続を定めています。

なお、本事業は、平成 26 年度予算の執行を伴いますので、平成 26 年第 1 回県議会定例会における予算案の議決が事業実施の前提条件となります。



2 本事業実施の流れと役割分担等

(1) 事業実施の流れと役割分担

ア 事業実施地域の公募・選考

① 県が公募 ⇒ ② 市町村が提案 ⇒ ③ 県が選考

イ ビジネスモデルの公募・選考

① 県が公募 ⇒ ② 事業者が提案 ⇒ ③ 県が選考

ウ 住民説明会の開催及び設置意向調査の実施

① 市町村が住民説明会の日程調整や会場の手配、住民への周知を実施 ⇒ ② 県が主催で説明会を開催し、県と事業者が住民に本事業について説明 ⇒ ③ 市町村が参加者を対象に設置意向調査を実施

エ 屋根の賃貸借契約締結・着工と太陽光発電設備の設置工事

① 事業者が「屋根貸し」希望者を対象とした個別説明会や、具体的設置に向けた現地調査や個別説明を実施 ⇒ ② 事業者と住民が屋根の賃貸借契約を締結⇒ ③ 事業者が太陽光発電設備の設置工事を実施

オ 事業結果の報告

① 事業者が事業終了後に施工箇所一覧を県に報告

(2) 交付金（市町村）・補助金（事業者）の手続きの流れ

ア 交付金・補助金の申請

(ア) 交付金

市町村が、ビジネスモデル選考後に、選考された地域における住民説明会の開催や設置意向調査に要する経費について、県に交付金の交付を申請

(交付対象者：事業実施地域を所管する市町村、交付率10/10、交付上限：220万円)

(イ) 補助金

事業者が、ビジネスモデル選考後に、選考されたビジネスモデルに則って設置する太陽光発電設備の設置費用について、県に補助金の交付を申請

(補助対象：ビジネスモデル実施者、補助率1/3、補助単価7万円/kW、補助上限：1,400万円(約50棟分))

イ 交付金・補助金の交付

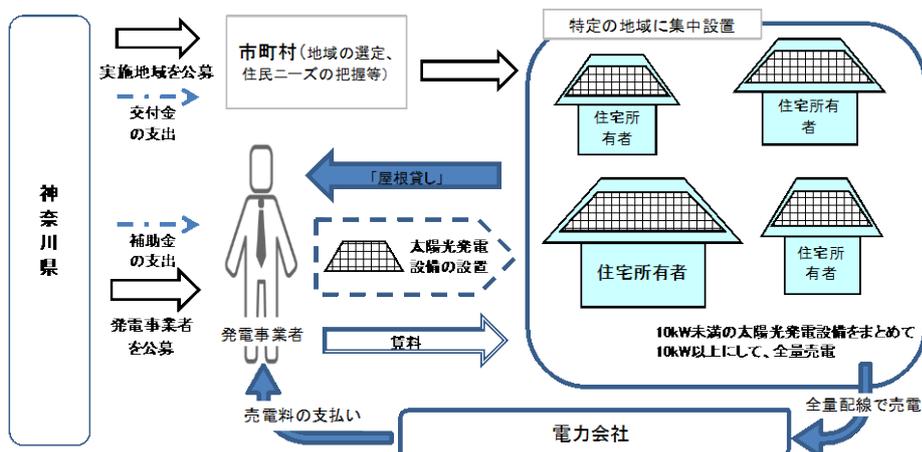
(ア) 交付金

県が交付金申請の内容を精査し、事業終了後に市町村からの実績報告に基づき交付金を支出

(イ) 補助金

県が補助金申請の内容を精査し、事業終了後に事業者からの実績報告に基づき補助金を支出

【本事業のスキーム図】



3 事業実施地域の公募

(1) 応募者

県内の市町村とします。

(2) 応募可能地域数

1自治体につき1地域とします。

(3) 地域の要件

次の全ての項目に該当する地域とします。

ア 次の要件を満たす1,000戸以上の住宅(共同住宅が含まれる場合は、1棟を1戸と数えます)が集積している複数街区程度のまとまりのある地域

①昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること

②屋根の材質、形状、面積が類似していること

イ 住民説明会の開催や設置意向調査の実施について、住民や自治会の協力が得られること

(4) 応募書類等

ア 応募書類

① 複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業実施地域応募書(様式1)

② 位置図(1/25000程度の地図で、地域の位置が確認できるもの)

③ 明細図(地域の住宅等の集積状況が確認できるもの(航空写真も可))

④ 事業の実施に関する住民や自治会との協議の経緯を記した書類(任意様式)

⑤ その他(住宅の配置が確認できる図面(区画図等)があれば添付)

イ 応募方法

逡送、郵送又は持参

ウ 応募受付期間

平成26年2月24日(月)から平成26年3月17日(月)まで(必着)

エ 応募先

神奈川県 産業労働局 産業・エネルギー部 地域エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4090(直通)

(5) 選考

次の選考基準により、本事業に最も適した地域を1か所選考し、様式2により通知します。

<選考基準>

- ・住宅の戸数(住宅の戸数が多い地域を高く評価)
- ・住宅の集積度合い(住宅が密集している地域を高く評価)
- ・住宅の平均築年数(平均的な築年数が浅い地域を高く評価)
- ・住宅の平均屋根面積(平均的な屋根面積が大きい地域を高く評価)

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 住民の協力の担保

応募する地域の住民や自治会と事前に協議を行い、住民説明会の開催や設置意向調査の実施について、住民の協力が得られることを確認したうえで、応募してください。

なお、本事業の実施地域として選考された地域の住民に「屋根貸し」の賃貸借契約を締結する義務が生じるものではありません。

イ ビジネスモデルの公募と応募書記載内容の公開

実施地域の選考後に、地域に即したビジネスモデルを公募するに当たり、「応募書」に記載された地域の情報は、公開します(個人情報に記載された場合、その部分は公開しません)。

ウ 住宅の屋根を貸す住民へのインセンティブ

住宅の「屋根貸し」を検討する住民には、通常の賃貸借期間より短い期間の設定、賃貸借期間終了後の太陽光発電設備の無償譲渡などのインセンティブが示されるものと見込まれますが、その具体的な内容は、県で公募・選考するビジネスモデルによります。

エ その他

実施地域における太陽光発電設備設置状況等について、ビジネスモデルの普及啓発と合わせ、県ホームページなどで紹介する予定です。

神奈川県知事 殿

市町村名
市町村長名 印

複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業実施地域の
応募書

次の地域について、「複数住宅の『屋根貸し』による太陽光発電設備設置事業
実施地域公募要領」所定の要件を充足していますので、複数住宅の「屋根貸し」
による太陽光発電設備設置事業実施地域として応募します。

1 実施地域

--

※ 実施地域は複数街区程度のまとまりのある地域であること

2 実施地域面積

	m ²
--	----------------

※ 実施地域全体の面積（概数で可）

3 住宅の戸数

	戸	平均的な屋根面積	m ² 程度
--	---	----------	-------------------

4 住宅の建築（分譲）開始時期及び建築（分譲）終了時期

建築（分譲）開始時期	建築（分譲）終了時期	平均的な築年数
------------	------------	---------

5 自治会等の状況

地域内の自治会数	地域内の自治会会員数	地域内の自治会館等の数
----------	------------	-------------

担当部署	
担当者名	
電話番号	
ファックス	
E-メールアドレス	

(様式2)
文書番号
平成26年3月 日

市町村名
市町村長名 殿

神奈川県知事
〇〇 〇〇 印

複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業実施地域決定通知書

平成26年 月 日付け、(文書番号)〇〇〇により応募のあった次の地域を、複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業実施地域として選考したので通知します。

問い合わせ先
地域エネルギー課
太陽光発電グループ
〇〇
電話：